

ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱いに係る意見・情報の募集について

令和3年2月4日
農林水産省消費・安全局

この度、「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱い」について、広く国民の皆様意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

ゲノム編集技術を利用した飼料及び飼料添加物の取扱いについては、農業資材審議会飼料分科会及び同遺伝子組換え飼料部会（以下「審議会」という。）において検討の上で、令和2年2月に制定しました。検討の中で、ゲノム編集飼料として届け出た品種に対して従来品種等を伝統的な育種法により掛け合わせた後代交配種については、飼料安全上の問題が生じる可能性は考えにくいものの、様々な意見が寄せられたことから、当該後代交配種のうち、定めた条件に該当するものは、届出を求めることとしました。

今般、後代交配種の取扱いに関する検討から概ね1年が経過したことから、改めて審議会において検討を行った結果、届出されたゲノム編集飼料の後代交配種については、飼料安全上の問題が生じる可能性は考えにくいことから、届出を求めない取扱いとする結論とされました。

この検討結果を踏まえ、「ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領」の一部改正案について、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Govの意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力ムヘ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 組換え体飼料担当

(3) FAXの場合

以下担当まで送付してください。

FAX番号：03-3502-8275

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 組換え体飼料担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和3年2月4日～令和3年3月5日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領の一部改正案（新旧対照表）

② ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全上の取扱要領

③ 農業資材審議会配布資料等